

# 沼津市オープンデータの活用推進に関する基本方針

平成31年1月11日副市長決裁

本市のオープンデータに関する取組については、平成27年3月から、主に国が平成27年2月に示した「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」を参考に、市が保有する公共データの公開を中心に進めている。また、平成28年1月に改訂した「沼津市情報化推進計画」に位置付けている。

平成28年12月14日には「官民データ活用推進基本法」が公布・施行され、国、地方公共団体等が保有する官民データ<sup>\*1</sup>の容易な利用等について規定され、更なるオープンデータ推進に向けて取り組むことが期待されている。

本方針は、本市のこれまでの取組を踏まえ、本市が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本的な考え方等を示すものである。

## 1 基本的な考え方

### (1) オープンデータの定義

本方針におけるオープンデータとは、市が保有する公共データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるよう、営利目的、非営利目的を問わず二次利用（加工、編集、再配布等）可能な利用ルールが適用され、機械判読<sup>\*2</sup>に適し、無償で利用できる形で公開されたデータである。

### (2) オープンデータ活用推進の意義

ア 官民協働等の推進を通じた諸問題の解決、地域経済の活性化

市オープンデータが掲載されているウェブサイトを通じて、市民や民間団体等と公共データを共有するとともに、協働して地域課題の解決に取り組むことで、より良質かつ幅広いサービスを創出し、市民生活の利便性、安全性の向上を図る。

また、市内の企業等が、公共データの分析、編集、加工等を行うことが可能となり、市場経済の幅広い段階で活用されることで、観光、子育て又は医療・福祉等多彩な分野において新たなサービスやビジネスの創出が期待され、地域経済の活性化及び市内企業の振興に寄与する。

イ 行政の高度化・効率化

データ活用により得られた情報を根拠とした政策立案等が行われることにより、業務の高度化が図られ、業務の効率的かつ効果的な行政の推進に繋げる。

ウ 行政の透明性・信頼性の向上

政策立案等に用いられた公共データをオープンデータとして公開することで、市民自ら施策の妥当性を評価又は理解することが容易になり、行政の透明性、行政に対する市民の信頼が高まる。

<sup>\*1</sup>国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供される電子データ。

<sup>\*2</sup>コンピュータプログラムが自動的にデータを加工、編集等できることを指す。

## 2 オープンデータに関する基本的ルール

### (1) 公開環境

市オープンデータの公開環境については、静岡県が構築した「ふじのくにオープンデータカタログサイト」<sup>※3</sup>を利用する。

### (2) 公開対象となる情報

市が保有する公共データのうち、特定の個人を識別することができる個人に関する情報等の沼津市情報公開条例（平成12年条例第37号）第5条に掲げる不開示情報を除いた情報をオープンデータの対象とする。

特に、次に掲げる情報については、費用対効果や労力を十分に考慮しつつ、優先的にオープンデータ化に取り組む。

ア 本市ウェブサイトに掲載している情報

イ スマートフォン等のアプリケーションで活用が見込まれる位置情報が付されたデータ等、利用者のニーズが高いことが見込まれる情報

### (3) 公開データの構造及び形式

市がオープンデータ化する公共データについては、機械判読に適した構造で、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（CSV<sup>※4</sup>、RDF<sup>※5</sup>等）を原則とする。

### (4) 二次利用に関するルール

ア 著作権意思表示

#### ① 意思表示の方法

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス<sup>※6</sup>を使用する。

#### ② 表示ライセンス

表示するライセンスは、原則として「CC-BY<sup>※7</sup>」とする。

#### ③ 著作物とならない情報の取扱い

著作物とならない情報については、著作権の保護対象外であり、二次利用の制限はないことを明示する。

イ 個人・法人・団体等から取得した情報の取扱い

市が保有する情報のうち、個人・法人・団体等から取得した情報をオープンデータ化に際し、当該情報のオープンデータ化が当該情報提供者又は第三者の利害に影

<sup>※3</sup> 静岡県が開設したオープンデータのポータルサイト。オープンデータカタログは公共データを誰でも簡単にインターネットから入手して活用できるデータ検索ダウンロードサイト。

<sup>※4</sup> Comma Separated Values の略。カンマでデータ内の項目を区切るテキスト形式のファイル。

<sup>※5</sup> Resource Description Framework の略。データの作成者やタイトル、更新日等のデータ自体に関する情報を記述する言語。効率的にデータの管理や検索等が行える。

<sup>※6</sup> インターネット上の著作権ルールで、著作権者が、著作物の再利用についての条件等に関する意思表示をするために、国際的に利用されているライセンス。著作物を再利用するための条件は4種類（表示、非営利、改変禁止、継承）あり、これらの条件を組み合わせることができるライセンスは6種類ある。

<sup>※7</sup> クリエイティブ・コモンズによるライセンスの表記の一つ。原作者のクレジット（氏名、作品タイトル等）を表示することを主な条件とし、改変、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いもの。

響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、その可否や範囲、利用条件等を決  
定する際には、当該情報提供者等の意見を聴取する。

#### ウ 二次利用のために必要な情報及び免責事項の表示

情報の時点や作成日、作成方法等二次利用のために必要な情報を可能な限り提  
供し、注意事項及び前提となる条件等を掲示する。

また、オープンデータとして公開した情報を二次利用した者が作成した情報に  
より第三者が損害を被った場合、市はその責を負わない旨を明示する。

### (5) 更新頻度

市は、データの迅速な公開やその鮮度の維持が重要なデータについては、可能な限  
り迅速に公開するとともに適時適切な更新を行うよう努める。

## 3 オープンデータの公開・活用を促す仕組み

市は、保有する公共データを利用者が活用しやすい形で公開するため、情報システム  
を整備、更新等する際は、オープンデータを前提とした機械判読に適した構造・形式の  
データ生成・出力が可能なものとするを業務仕様に含めるよう努める。

また、委託・請負業務による成果物等においては、あらかじめ仕様書等にオープンデ  
ータ化の可能性があることを規定し、機械判読に適したデータ構造・形式での提出を求  
めるよう努める。

## 4 その他

### (1) 研修等

オープンデータの活用推進に関して職員の理解を図るため、研修又は説明会を実施  
する。

### (2) 本方針の見直しについて

本方針は、今後の技術動向や国の動向等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

#### 付 則

- 1 この方針は、決裁の日から施行する。
- 2 この方針の施行前に取り組んだ事案については、なお従前の例による。